

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議規則

（平成16年12月20日
制 定）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の学外委員の中から経営協議会において選出された者 4人

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）評議員（学長及び理事を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者 4人

2 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、理事を加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 前2項の委員は、学長が任命する。

4 委員が学長候補となったときは、委員を辞任しなければならない。この場合、議長は学長に後任補充の要請を行うものとする。

5 学長は前項の要請を受けた場合、直ちに後任の委員を任命するものとする。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、教育研究評議会評議員又は理事としての任期と同一とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（審議事項等）

第4条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長の選考に関する事項

(2) 学長の解任の申出に関する事項

(3) 学長の任期に関する事項

(4) 理事長及び大学総括理事を置くことに関する事項

(5) 学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項

2 学長選考会議は、学長の業務執行状況の確認を行うものとする。

（議長等）

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、学長選考会議を招集し、これを主宰する。

3 学長選考会議に副議長を置き、議長が指名した者をもって充てる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(公表)

第6条 国立大学法人東京医科歯科大学は、学長選考会議の議を経て、次に掲げる区分ごとに、各事項をそれぞれ遅滞なく公表するものとする。

- (1) 学長選考会議が、学長に求められる資質・能力を定め、又は変更したとき
当該資質・能力
- (2) 学長選考会議が、学長の選考を行ったとき
当該選考の結果、当該者を選考した理由及び学長選考会議における当該選考の過程

(庶務)

第7条 学長選考会議の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年1月22日規則第9号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学学長選考規則（平成17年1月21日制定）は廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任規則（平成17年1月21日制定）は平成27年1月22日に廃止する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月3日規則第66号）

この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月4日規則第130号）

この規則は、令和2年12月4日から施行する。